

# 令和4年度三木市中学校部活動指導員等配置事業実施要項

三木市教育委員会

## 1 事業趣旨

三木市中学校部活動の方針をもとにした活動の活性化、教職員の負担軽減などを目的に、市内中学校に部活動指導員（学校教育法施行規則第78条の2に定める部活動指導員）及び部活動指導補助員を配置するものとし、部活動指導員及び部活動指導補助員は、教育委員会がスポーツや文化・芸術活動に専門性のある指導者を公募、登録し、学校の実情に応じて派遣する。

## 2 職務

部活動指導員及び部活動指導補助員は学校長の命を受け、次の部活動に関する職務に関わる。ただし、部活動指導補助員は、単独で指導、引率を行うことはできない。

- (1) 部活動の指導全般
- (2) 大会、練習試合等への引率
- (3) 用具、施設の点検、管理など安全な部活動運営
- (4) 年間、月間指導計画作成への参画
- (5) 生徒指導に係る事案への対応

いじめや暴力行為等の事案が発生した場合には、教諭等とともに組織的な対応を図る。

- (6) 事故が発生した場合の対応

活動中に事故が発生した場合は、応急手当、救急車の要請など教諭等とともに迅速かつ適切な対応を図る。

- (7) 研修会等への参加

部活動指導補助員は、可能な範囲で参加する。

- (8) その他校長が指示する部活動に関すること。

## 3 資格

部活動指導員及び部活動指導補助員は、下記の要件を満たしている者とする。

- (1) 三木市及び当該校における部活動の方針に沿って適切な指導を行うことができる者
- (2) 指導する内容に関して専門的な知識、技能を有し、部活動の教育的意義を十分理解した上で指導ができる者
- (3) 学校での部活動の指導経験が3年以上ある者、もしくは日本スポーツ協会の指導者としての公認資格を有する者

※ 部活動指導補助員は(3)の資格を満たしていない者でも可とする。

#### 4 募集・登録

##### (1) 募集方法

ホームページ等で公募するとともに、体育協会等関係機関にも協力を求める。各学校においても、地域の方等人材発掘に努める。

##### (2) 登録

提出された登録用紙をもとに、教育委員会において「指導者バンク」として名簿登録し、各中学校に情報提供する。

#### 5 派遣

##### (1) 派遣申請

中学校長は学校の実情に応じて、部活動指導員、部活動指導補助員の配置が必要な場合は、教育委員会に派遣申請を行う。

##### (2) 配置

教育委員会は、部活動指導員及び指導補助員の派遣申請をとりまとめ、予算の範囲内で配置の決定を行い、当該校に通知する。

##### (3) 派遣期間

4月から翌年3月までとする。

##### (4) 派遣時間等

ア 1週当たりの派遣日数 5日以内

イ 1日当たりの派遣時間 3時間以内、大会やコンクール等の場合、8時間以内

ウ 年間派遣時間総数は、部活動指導員は330時間以内、部活動指導補助員は240時間以内とする。

##### (5) 部活動指導員に対する報償費（謝礼）

ア 部活動指導員 1時間当たり1,500円を支払う。

イ 部活動指導補助員 1時間当たり1,200円を支払う。

※指導時間が分単位である場合について、1時間当たりの報償費を分割して支払う。